

報告第7号

平成25年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計繰越明許費について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成26年6月5日提出

伊賀市長 岡 本 栄